



平成25年度 ふれあいサロン代表者会 開催!!



講師：広島県社会福祉協議会
地域福祉課 三戸麻子 さん

サロンのお楽しみ“会話”は、そう簡単には止められない! 「はじめまして」のご縁でつくられたこのテーブルもヒートアップ!!



～「ふれあいサロン」から始まる、お互い様の関係づくり～

平成 25 年 5 月 27 日 (月) に、毎年恒例になっている「ふれあいサロン代表者会」が開催され、サロン代表者さんや協力者さんなど 65 名の方が集まってくださいました。

この日は、講師に広島県社協の三戸麻子さんをお招きして、会場を和ます“アイスブレイク”から始まり、両手を使って指折り数えやグーパー体操などの“レクリエーション”や、サロン活動についての“想いの共有”など、たくさんの学びがありました。

最後に、講師の三戸さんから「ふれあいサロンとは『**住みなれたこのまちで自分らしく、楽しく、できる限り暮らし続けたい**』という想いを実現する場です」「そのためにも、**お互いを気にかけてあげる**ような関係をサロンの中で紡いでいきましょう」と伝えていただき、参加者の皆さんの「よし! これからも頑張りよう!」という意気込へとつながりました。



見守りネットワーク活動 始動！！

支援機関・団体

○介護保険事業所



○シルバー人材センター



○しおかぜネット



○ONPO法人

など

地域

○地域住民・民生委員・自治会・まちづくり協議会 など



・見守り訪問、弁当配食、サロン、近隣互助活動 など



共助

支援

見守り対象者



75歳以上の
高齢者世帯

障がい者世帯



その他、支援が必要な方

公助

行政

・災害時や緊急時の支援体制を推進
・要支援者状況の把握 など



見守り

新!!

見守り支援事業



見守り支援員

- ・定期的な見守りや訪問
- ・困りごとの把握と報告

など

江田島市社会福祉協議会



- ・見守り支援事業の運営
- ・困りごとの把握・調整
- ・各支援機関・団体との連携

など

※この「見守りネットワーク」は、「見守り支援員」の活動と、民生委員さんや自治会・地区社協等、既存の支援活動が連携を図ることで、『スキマ』のない体制を構築し、見守り対象者に対する支援活動等の情報を行政と共有することで、災害時や緊急時等の支援に活かすことを目的としています。

「見守り支援事業」って何だろう？



☆誰もが安心して住み慣れた地域で生活するために☆

過疎化、少子高齢化が進む現在、地域の中では様々な問題が出てきています。

《例えば》

- ◆介護保険を申請するまでの状態ではないけれど、やっぱり誰かの手助けが必要…
- ◆高齢者で独り暮らしなので、いろいろと不安に感じることが多い…
- ◆生活の中で困りごとがあっても、どこにお願いしたらいいのかわからない…

何より大切なのは、それらの問題に『いち早く気づくこと』そして『必要なところへ繋ぐこと』です。

そこで、見守りが必要な方のところへ定期的に見守り支援員が訪問する、「見守り支援事業」をスタートさせることにしました。



江田島市民の「つながり」で
江田島市から「孤立」をなくしましょう！

見守られる方々（見守り対象者）



【どんな方が対象なの？】

- ・ご家族、親族など、支援をしてくださる方が身近にいない方。
- ・何らかの支援が必要であるのに、どこからも支援を「受けられない」「受けていない」方。
- ・本人自身も支援を希望している方。

【支援までの流れは？】

- ① アンケート結果や本人・民生委員・自治会などの意見を基に、地域での話し合いで対象者を選定します。
※（見守りを希望される方は、その旨を「民生委員」「自治会」「社協」へお伝えください）
- ② 対象者宅を訪問して、見守り支援活動について説明を行い、同意を得ます。
※（見守りの頻度や方法については、本人と話し合いながら決めていきます）
- ③ 見守り支援員による見守り活動がスタートします！生活上の困りごとなど、お気軽にご相談ください。
※（見守り活動に関する費用は無料です）

見守る方々（見守り支援員）



【誰が「見守り支援員」になるの？】

- ・基本的に「見守り対象者」のご近所さんをお願いすることになります。
- ・「見守り支援員」をお引き受けくださった方へ対し、社協が委嘱をして、養成研修を行います。

【どんなことをするの？】

- ・「見守り対象者宅」へ月1～2回の訪問による見守り活動を行います。（約30分程度）
- ・その場で対応できる軽度な困りごとがあれば支援を行います。（電球の取り換えなど）
- ・「見守り対象者」の状態や、生活上の困りごとなどを聞き取って『支援記録カード』へ記入し、社協へ報告します。（困りごとは社協が関係機関へと繋がります）

【活動したら？】

- ・見守り支援活動（訪問1回）につき、活動費400円を支給します。

ネットでつなぐあなたのえがお

しおかぜさん 活動記



地域の方の付き添いにほっと一安心♪

“通院付き添い”でしおかぜさん大活躍！

“住み慣れたわが家で一生を過ごしたい！”

そんな気持ちにそっと寄り添うのが、近隣互助を応援するこの『しおかぜネット』！
お年寄りの方のお家での介護支援が増えてきた現在、お家から病院への
通院付き添いの依頼件数が増えてきております！

今回の活動は歩行が難しく、車いすでの付き添いとなりました！

「いつもは頑張って杖で時間をかけて船着き場まで行きよったんじゃけど、
今回は車いすで、しかも地域の付き添いの人がおってくれるけん、安心じゃわ～」
とにっこり笑顔で病院へ向かわれました♪



「しおかぜさん」まだまだ募集中！

詳しくは、「しおかぜネット」係りまで
お電話ください 40-2210



段差や坂での車いすでの付き添いもバッチリだったしおかぜさん素敵+

～災害時にもつよいまちづくりを推進～

江田島市被災者生活サポートボランティアネットワーク推進事業



平成 25 年 6 月 6 日(木)に「江田島市被災者生活サポートボラネット推進会議」が開催され、災害時でも円滑にボランティア活動が行われるよう、江田島市内の関係団体・組織と、災害時の連携等について協議しました。

今年度の目標は「社協ボランティアセンターについて住民への周知徹底」、「障がい者の声も聴くことのできるセンター運営体制の推進」となりました。

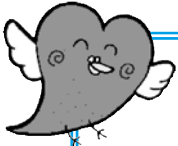
また、今回の会議では、梅雨の季節に発生する確率の高い「水害」の備えについて確認することができました。

今後も「お互いの顔が見える関係づくり」の構築のため、このような会議を定期的に設けていきたいと思ひます。

◆「被災者生活サポートボランティア」とは？

全国的には「災害ボランティア活動」という名称で使われていますが、災害ボランティアというと「土砂かき」「瓦礫の撤去」などといった印象が強く、「話し相手」「子育て支援」等の生活支援がおろそかになりがちです。そこで広島県では、被災者の「生活をサポート」するといった幅広い視点を忘れないよう、災害ボランティアのことを「被災者生活サポートボランティア活動」と言っています。





社会福祉法人 江田島市社会福祉協議会 江田島市障害者生活支援センターからのお知らせで～す！

みなさんお元気ですか～！

今回はふれ愛プラザについてご紹介したいと思います。

ふれ愛プラザは、社団法人広島県就労振興センターが運営し、広島市の紙屋町地下街の“シャレオ”で、障がい福祉施設において製作した、手作りの製品の展示販売をしているところです。

また、商品の販売だけでなく、福祉情報の発信、障がい者との交流、授産製品の販売拠点となる福祉公共スペースとして、県民、市民の方々へ障害者への理解を深めていただく場所となっています。商品としては、縫製品、伝統工芸品、織物、陶磁器、パン・クッキーなどの食品、さをり等で作る布製品、木工製品などの多数の製品が取り揃えてあります。

是非、広島市に行かれることがありましたら、足を伸ばしてみたいはいかがでしょうか。



ふれ愛プラザ ご案内

営業時間 平日・土曜日 午前11時～午後9時
日曜日・祝日 午前10時～午後8時（元旦以外無休）
住 所 〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目地下街 219 号
場 所 紙屋町地下街 シャレオ南通り



7月の障害者生活支援センター予定表

日時	行事	開催場所
20日(土) 10時～15時00分	ぴあサポートサロン	ゆうゆう(自立支援センターあおぞら)
27日(土) 10時～12時	ピアトーク!	大柿老人福祉センター
27日(土) 13時30分～16時	はーとサロン	江田島コミュニティーセンター

※参加を希望される方や、お問い合わせは下記までご連絡下さい。

江田島市障害者生活支援センター

〒737-2295 江田島市大柿町大原505（江田島市役所大柿分庁舎2階）

電話 57-2215 ファックス 40-3573

Eメール etajimasien@iris.ocn.ne.jp

年に1度の機会をお見逃しなく！

司法書士による **無料** 法律相談会

広島司法書士会の司法書士10名程度のみなさんがボランティアで相談会を実施いたします。

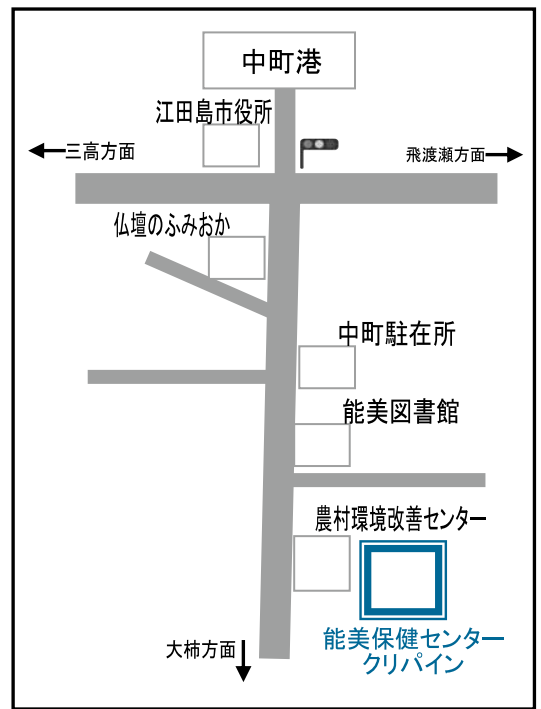
- ◆日時：平成25年 7月6日 (土)
午前10時～午後3時まで
※受付は午後2時30分まで
- ◆相談時間は1時間以内でお願いします
- ◆場所：能美保健センター(クリパイン)
(※電話による相談は受け付けておりません)



相談の内容

- 相続・遺言・高齢者の財産管理等
- 高齢者・障がい者の権利擁護・成年後見等
- 不動産や会社の登記，土地の境界，近隣関係等
- 敷金返還，物損事故等の裁判手続き
- クレジット・サラ金・悪質商法・商工ローン等
- その他の心配ごと

会場案内



主催 広島司法書士会

広島市中区上八丁堀6番69号
(広島地方裁判所向かい)

電話(082)221-5345
FAX(082)223-4382
ホームページ <http://www.shiho-hiro.jp/>

相談者の情報は守られます
安心して気軽にご相談ください

共催・お問い合わせ先 江田島市社会福祉協議会

〒737-2302
江田島市能美町鹿川2060番地
(能美福祉センター内)

電話 (0823)40-2501
FAX (0823)40-2502

7月心配ごと相談所ご案内

《開設時間 午後1時～3時30分》

相談員の皆さんが、日常生活の悩みごとや心配ごとの相談に応じて解決に努めます。
問題によっては関係機関の紹介もします。
相談所は市内のどこでもご自由にご利用できます。



7月11日(木)	7月18日(木)	7月25日(木)
大柿公民館	三高会館	江田島公民館

江田島市社会福祉協議会 えがお えたじま 応援センター

〒737-2302
広島県江田島市能美町鹿川2060番地 (能美福祉センター内)
電話 (0823) 40-2210 fax (0823) 40-2502

